

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 25 年 8 月 23 日
東村山市議会議長 様

議席番号 15 番
質問者 蜂屋 健次 1

記

質問の項目と要旨

1 コミュニティバスの新規路線導入等について

1. コミュニティバスの新規導入について

- (1) 公共交通会議によるガイドラインが作成され、市民に周知されたが、新規路線導入の要望はあるか伺う。
- (2) ガイドラインの「地域ニーズの把握」とは具体的にどのような方法で行うのか伺う。
- (3) ガイドラインには「道路条件の確認」とあるが、条件とは何か。
- (4) 検討地域のなかで、優先地域とそれ以外の地域の取り扱いの違いを伺う。
- (5) コミュニティバスの検討地域のうち、優先地域ではない地域についてはどのような見解なのか伺う。地域からガイドラインに沿って要望が出てきた場合、新規路線設置は可能であるのか伺う。
- (6) 新規路線導入のための手続きはガイドラインに沿っていれば、複数地域同時に行うことはあるのか伺う。
- (7) 各町から新規路線要望が出され、ガイドラインに沿って条件をクリアした場合、新規路線設置の予算を総額どのくらいを見込んでいるか。また、その予算はどのように確保するのか市長に伺う。

2. すでに運行している路線について

- (1) 現在運行している路線についての収支はどのようになっているのか伺う。
- (2) 「運行改善ガイドライン」には運行継続の要件として、「1年間の収支率が前年度以上を満たす場合」等とあるが、現在運行している路線はどのようになっているのか伺う。
- (3) これまでのコミュニティバスの議論は財政負担が大きな問題になっていたが、今後のコミュニティバス運行について、この問題をどのようにクリアしていくのか伺う。
- (4) すでに運行している路線で、ガイドラインに沿った改善がされない場合、どのような対応を考えているのか伺う。
- (5) 市民要望（時刻表の改善、運行時間の改善等）は、今後どのように取り入れ改善していくのか伺う。